防人計第9643号30.6.14

大 臣 官 関 の 長 長 長 長 長 長 僚 の 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 監 察 局 長 監 衛 方 防 衛 装 備 庁 長 官

人事教育局長 (公印省略)

自衛隊法施行規則第61条(在職中の営利企業体の地位への就職) に規定する承認の運用について(通知)

標記について、下記のとおり定められ、平成30年6月14日から運用することとされたので、職員の兼業の承認については、これによることとされたい。

記

自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第61条に規定する承認について、承認権者(防衛大臣及び隊員の分限、服務等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第59号)第14条により委任を受けた者)は、人事院規則14-8(営利企業の役員等との兼業)第1項、人事院規則14-8(営利企業の役員等との兼業)の運用について(昭和31年職職-599)第1項関係及び自営に係る兼業について(平成26年9月30日職審-296)Ⅱの規定に準じて承認を行うものとする。

添付書類:1 人事院規則14-8 (営利企業の役員等との兼業) (抄)

- 2 人事院規則14-8(営利企業の役員等との兼業)の運用 について(抄)
- 3 自営に係る兼業について(抄)

○人事院規則14−8(営利企業の役員等との兼業)(抄)

人事院は、国家公務員法に基き、職員が官職以外の職務又は業務に従事 する場合に関し次の人事院規則を制定する。

- 1 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね又は自ら営利企業を営むこと(以下「役員兼業等」という。)については、人事院又は次項の規定により委任を受けた者は、その職員の占めている官職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合であって法の精神に反しないと認められる場合として人事院が定める場合のほかは、法第百三条第二項の規定により、これを承認することができない。
- 2 (略)
- ○人事院規則14-8 (営利企業の役員等との兼業)の運用について (昭和31年8月23日職職-599) (抄)

第1項関係

- 1 「営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体」とは、商業、工業、金融業等利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体をいう。会社法(平成17年法律第86号)上の会社のほか、法律によって設立される法人等で、主として営利活動を営むものがこれに該当する。
- 2 「役員」とは、取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を執行する 社員、理事、監事、支配人、発起人及び清算人をいう。
- 3 「自ら営利企業を営むこと」(以下「自営」という。)とは、職員が 自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義が 他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこ れに該当する。
- 4 前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当たるものとして取り扱うものとする。
 - 一 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等大規模に経営され客観的に営 利を主目的とすると判断される場合
 - 二 不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合
 - (1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること

- ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独 立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
- ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること
- 二 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、 遊技等のための設備を設けたものであること。
- ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するもので あること。
- (2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
 - ロ 駐車台数が10台以上であること。
- (3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額(これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額)が 年額500万円以上である場合
- (4) (1) 又は(2) に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合
- 三 太陽光電気(太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電 気をいう。以下同じ。)の販売 販売に係る太陽光発電設備の定格出 力が10キロワット以上である場合
- 5 「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。
 - 一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
 - (1)職員の官職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - (2) 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - (3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
 - 二 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
 - (1)職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係 又はその発生のおそれがないこと。
 - (2) 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を 事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないこと が明らかであること。
 - (3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
 - 三 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる

とき。

- (1)職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (2) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- (3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
- (4) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 6 前項の「特別な利害関係」とは、補助金等の割当、交付等を行う場合、物件の使用、権利の設定等について許可、認可、免許等を行う場合、 生産方式、規格、経理等に対する検査、監査等を行う場合、国税の査定 、徴収を行う場合等監督関係若しくは権限行使の関係又は工事契約、物 品購入契約等の契約関係をいう。
- 7 自営の承認を受けた職員が昇任、転任、配置換、併任等により官職に 異動を生じた場合(異動前後の自営の承認権者が同一である場合であっ て、当該承認権者が異動後の官職と承認に係る自営との間においても特 別の利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときを除く。)又は 承認に係る自営の内容に変更があった場合には、当該官職の異動又は自 営の内容の変更の後1月以内に改めて承認を受けなければならない。

○自営に係る兼業について(平成26年9月30日職審-296) (抄)

- Ⅱ. 「自営」に該当する範囲
- 1 「自ら営利企業を営むこと(自営)」とは、職員が自己の名義で商業 、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義が他人であっても 本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する
- 2 職員が農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等を行う場合にあっても大 規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合には、自 営に当たるものとして取り扱う。したがって、主として自家消費に充て ることを目的とする小規模なものは「自営」には当たらない。
- 3 職員が不動産又は駐車場の賃貸を行う場合で、次のいずれかに該当するときは、「自営」に当たるものとして取り扱う。
 - (1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること
 - ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独 立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
 - ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること

- 二 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、 遊技等のための設備を設けたものであること。
- ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するもので あること。
- (2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合 イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。 ロ 駐車台数が10台以上であること。
- (3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額(これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額)が 年額500万円以上である場合
- (4) (1) 又は(2) に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合
- (注1) 不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、一戸建て1棟をアパート2室相当、土地1件又は駐車場1台をアパート1室相当として換算し、これらを合計して10室相当以上となるときは、(4)により自営に当たるものとして取り扱う。
- (注2) 不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分した ものによるのではなく、賃貸物件全体を対象として自営に当たるか否 かを判断する。賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等 の賃貸に係る件数、賃貸料収入の額全体により判断する。
- (注3)賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来1年間の収入予定額で判断する。収入予定額とは家賃収入等をいい、経費等を控除した後の額ではない。すなわち、賃貸する際等における1年間の総収入(賃貸予定の不動産等の家賃月額×室数×12月など)が500万円以上となる見込みであれば、自営に当たるものとして取り扱う。
- 4 太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット 以上である場合は、「自営」に当たるものとして取り扱う。
- (注1)「太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備」とは、電気事業者等 との間で締結される太陽光電気の販売契約の対象となる太陽光発電設 備をいう。
- (注2) 太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備が複数ある場合にはそれらの設備の定格出力の合計値、太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備を増設する場合には既設分及び増設分の設備の定格出力の合計値が、10キロワット以上となるときは、「自営」に当たるものとして取り扱う。
- (注3) 太陽光電気の販売を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備全体を対象として自営に当たるか否かを判断する。

0